

第6章 検 査

1 完成検査前検査

危険物製造所等の設置又は変更工事について、法第12条の2の規定により、完成検査を受ける前に、工事の工程毎に市町村長等が行う中間検査を受けなければならない。(い)

(1) 検査の種類

ア 基礎検査

(ア) 配筋検査(下部、上部)

(イ) アスファルトサンド

イ タンク検査

(ア) 水圧水張検査

(イ) タンク据付け(い)

ウ 配管検査

(2) 基礎検査

ア タンクの基礎については、基礎の大きさ、厚み、鉄筋組等について検査すること。

イ アスファルトサンドについては、アスファルトの染み込み、厚さ等について検査すること。

(3) タンク検査

ア タンクについては、水圧水張検査済証の確認を検査すること。

イ タンク据え付けについては、据付け状況について検査すること。(い)

(4) 配管検査

ア 地下埋設配管の場合は、消防検査を要する。

イ 政令第21号に定める配管のうち、次の自主検査をする場合は、危険物施設の指定数量未満のタンクの例によること。

(ア) 地上配管

(イ) ピット配管

(ウ) 地下配管で、やむを得ない場合

ウ 自主検査とする場合は、検査記録等の報告書類の提出を求め、確認を要するものとする。(い)

2 完成検査

(1) 完成検査

ア 完成検査は、許可申請(計画)どおりの施工がされているかを検査するものであること。

(い) (ろ)

イ 許可申請(計画)どおりの施工がされていない場合は、不合格とすること。

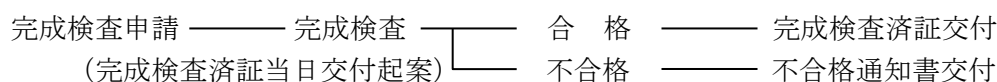
(2) 完成検査の手続

ア 完成検査は、稲沢市完成検査済証等交付手続事務処理要領(平成17年4月1日施行)により「完成検査済証」等の「当日交付」を行うものとする。(い)

イ 完成検査の手続(い)

(ア) 完成検査済証交付手続は、完成検査申請受付後、検査前に手続をし、事務処理要領に基づき合格時は「即時交付」すること。(い)

(イ) 手続のフロー(い)



(ウ) 完成検査申請受付後から完成検査当日までの書類修正、書類差替え、書類追加等は認めら

れないこと。(ろ)

3 完成検査前検査(水圧水張検査)

(1) 海外で制作された液体危険物の水圧水張検査について

平成13年3月23日消防危第35号に基づき、次のとおり指導すること。

ア 製造所又は一般取扱所に設置する外国製の液体危険物タンクを一体とした「ユニット機器」については、海外で公正な機関で行われた水圧水張試験であれば、その証明書等を活用として、水圧水張検査とみなして運用しても差し支えないものとする。

イ ユニット機器の例としては、放電加工機、油圧装置の油圧タンク等を有し、取り外して検査することが困難なもの(い)

(2) 危険物製造所等の指定数量未満タンク

ア 平成7年2月3日消防危第5号に基づき、次のとおり指導すること。

(ア) 一般取扱所に設置する20号タンクのうち、指定数量未満のタンクは、完成検査前検査の対象から除外されていること。

(イ) この場合の完成検査前検査は、消防検査又は自主検査のいずれでも可能とするものであること。

イ 一般取扱所に設置するタンクの容量が、指定数量の5分の1未満のタンクは、20号タンクの規制を受けないこと。(い)

(ア) 当市消防本部に検査申請があった場合は、設置場所を確認し、次による指導をすること。

(イ) 他の消防本部に設置するものについては、設置する消防本部に事前相談するよう指導をすること。

(ウ) 当市消防本部に設置するものについては、自主検査による指導をすること。

(3) タンク、配管等の自主検査

ア タンク、配管等の自主検査については、次のとおりとする。

(ア) 自主検査の報告様式は、別添9の「タンク等試験結果報告書(自主検査)」とする。(い)

(イ) 当該タンクについては、事前又は検査当日に報告のあった場合には、そのデータ等を確認し完成検査において省略又は簡略されるものであること。

(4) 水張水圧検査の代替検査

ア 既設タンクの変更工事等により水圧水張検査を必要とする場合、検査の実施が困難な場合は、代替検査によることができる。

(昭和62年10月7日消防危97号通知による。)

イ 変更工事の具体例

(ア) 既設地下タンクの点検用マンホールの取り付け

(イ) 廃止後のタンクで、再使用する場合

ウ 検査の具体例

(ア) 不燃性ガスによる検査(微加圧等)

エ 注意事項

代替検査を行う場合は、政令第23条の特例による適用とすること。

4 不合格

不合格となる基準は、本許可申請の内容と施工内容に大きな相違がある時とする。

(1) 完成検査

ア 位置について

- (ア) 許可位置と施工位置
- (イ) 保安距離の不足
- (ウ) 保有空地の不足

イ 構造について

- (ア) 建屋構造（主要構造部）並びに施工材料及び施工工法（イ）
- (イ) 建屋の大きさ（面積、高さ）
- (ウ) 建屋開口部（材質、位置、大きさ等）

ウ 設備について

- (ア) 設備の位置、配置、数量等
- (イ) 設備の材質、構造、大きさ
- (ウ) 配管の口径、材質、接合方法及び布設位置
- (エ) 申請電気設備（防爆仕様の未設置及び施工不良）
- (オ) 申請設備の著しい不足

(2) 完成検査前検査（水圧水張検査）

ア タンク寸法の相違

イ 気密不良（漏水）

ウ 修復不能な傷等

(3) 不合格時の手続（イ）

ア 不合格時の指導は、次のいずれかとし選択させる。（イ）

- (ア) 申請者に変更の許可申請をさせ、完成検査を受ける。
- (イ) 申請者に本許可の申請に基づく施工（申請図面にに基づく施工）を実施するよう指導し、完成検査を受ける。

イ 不合格通知の手続（イ）

(ア) 手続のフロー

検査不合格 ———— 不合格通知書交付手続 ———— 不合格通知書交付
(起案、決裁を要する。) ※再検査指導（イ）

(イ) 完成検査済証の未交付処理

不合格通知書交付手続時に不合格となった完成検査済証は、経過欄に「不合格」と記載し、決裁を受ける。（イ）

(4) 火災予防条例タンク（イ）

ア 危険物施設の指定数量未満のタンクの例によること。

イ 火災予防条例による水圧水張検査については、手数料徴収条例による手数料を徴収すること。 (イ)